

災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）のお知らせ

被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）は、被災された賃貸住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の融資の申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

1 お申込みいただける方

次の(1)から(7)までの全てにあてはまる必要があります。

- (1) 災害により被害が生じた賃貸住宅（以下「被災賃貸住宅」といいます。）の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方（賃借人または居住者の方は、所有者が復旧を行わない場合に限りお申込みいただけます。）

融資種別	お申込みいただける方
・建設 ・新築住宅購入 ・リ・ユース住宅（中古住宅）購入	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」（「一部破損」した旨のり災証明書を除きます。）を交付されている方 ※ 住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。
・補修	「り災証明書」を交付されている方

※ お申込時に「り災証明書」を提出していただきます。

※ 「り災証明書」は、地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、被災した住宅の被害程度について証明する証明書です。

- (2) 主として被災者の方に賃貸する事業を行うために建設、購入または補修しようとする方
(3) 融資の返済が確実にできる方
(4) 個人（日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方）または法人
(5) 個人の申込みで、年齢が満65歳以上の場合は、後継者と連名により申込みできる方
(6) 法人の申込みの場合は、原則として、法人の代表者と連名により申込みできる方
(注) 法人とその法人の代表者の方を連帯債務者（連名）とする場合、融資基本約定書の提出、金銭消費貸借抵当権設定契約及び抵当権設定（仮）登記に当たり、当該法人の取締役会の承認議事録等をご提出いただく場合があります。
(7) 融資の返済に関し十分な保証能力のある法人もしくは個人（法人の申込みの場合におけるその法人の経営者の方に限ります。）の連帯保証人をつけていただける方または機構からの融資を受ける住宅以外に担保価値の十分な物件を追加担保として提供できる方
なお、法人を連帯保証人とされる場合、十分な保証能力のある法人のほか、申込みの時点で機構が承認している保証機関（P. 6＜参考＞をご参照ください。）をご利用いただけます。

2 融資の対象となる住宅

融資種別	融資の対象となる住宅
建 設	次の①及び②の要件を満たす住宅 ① 1戸当たりの専有面積が 30㎡（単身世帯向け住宅の場合は、25㎡）以上 175㎡以下の住宅であること。 ② 耐火構造または準耐火構造であること。
新築住宅購入	次の①から③までの全ての要件を満たす住宅 ① 1戸当たりの専有面積が 50㎡（共同建ての場合は、30㎡）以上 175㎡以下の住宅であること。 ② 申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅または竣工予定の住宅であること。 ③ 耐火構造または準耐火構造であること。
リ・ユース住宅（中古住宅）購入	次の①から④までの全ての要件を満たす住宅 ① 1戸当たりの専有面積が 50㎡（共同建ての場合は、30㎡）以上 175㎡以下の住宅であること。 ② 人が居住したことの住宅または竣工後2年を超えた住宅であること。 ③ 耐火構造または準耐火構造であること。 ④ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること。
補 修	構造、床面積及び築年数に関する制限はありません。

※ 建設または購入の場合、被災賃貸住宅の所在していた市区町村または隣接する市区町村の区域内に融資の対象となる

住宅を建設し、または購入することが必要です。政令指定都市の場合には市の区域ではなく行政区の区域が基準となります。

- ※ 被災賃貸住宅について、1戸当たりの専有面積が175㎡よりも広い住戸があるときは、その広さまでの住戸について建設または購入の対象となります。
- ※ 融資の対象となる住宅には、居住室、キッチン及びトイレが備えられていることが必要です。
- ※ 融資の対象となる住宅は、機構が定める技術基準に適合していることが必要です。また、次の時期に地方公共団体等による住宅の審査を受けることが必要です。
 - ① 建設の場合：屋根工事完了時等
 - ② 新築住宅購入の場合：融資承認後かつ竣工後
 - ③ リ・ユース住宅(中古住宅) 購入の場合：融資承認後
 - ④ 補修の場合：補修工事完了時
- ※ 店舗併用住宅などの場合は、賃貸住宅部分の床面積が建物全体の面積の概ね2分の1以上であることが必要となります。
- ※ 敷地面積の制限はありません。

3 抵当権

- (1) 建設または購入の場合
建物及び敷地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
 - (2) 補修の場合
建物に機構のための抵当権を設定していただきます（審査の結果、敷地に抵当権を設定していただく場合があります。）。
- ※ 抵当権の設定費用は、お客さまのご負担となります。

4 火災保険

返済終了までの間、融資の対象となる建物に、機構が定める要件を満たす火災保険（損害保険会社の火災又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。

※ 火災保険料は、お客さまのご負担となります。

5 融資額

融資限度額は、（1戸当たりの融資限度額）×（融資対象戸数）で計算した額です。なお、融資対象戸数は被災賃貸住宅の戸数が上限となります。

1戸当たりの融資限度額（10万円以上10万円単位）は、1戸当たりの所要額（建設費、購入費、補修費等）の合計額または次の(1)から(4)までの融資限度額の合計額のいずれか低い額となります。

※ 建設資金、土地取得資金、整地資金、購入資金、補修資金及び引方移転資金は、1戸当たりのそれぞれの所要額が次の(1)から(4)までの表のそれぞれの金額を下回る場合は、それぞれの所要額が限度となります。

※ 国、地方公共団体等から住宅の建設費、購入費または補修費に対する補助金等を受ける場合は、融資額が減額になる場合があります。

※ 担保評価、収支等の審査の結果、融資額が減額になる場合があります。

(1) 建設 （1戸当たり）

基本融資額			特例加算額 （建設資金）
建設資金	土地取得資金	整地資金	
1,650万円	970万円	440万円	510万円

※ 賃借権等を取得した場合の基本融資額は（土地取得資金）は、580万円が限度となります。

定期借地権等を取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の基本融資額（土地取得資金）は、380万円が限度となります。

※ 基本融資額（建設資金）と特例加算額（建設資金）の合計額は、所要額が限度となります。

※ 特例加算額（建設資金）は、基本融資額を超えて融資を希望する場合にご利用いただけます。

※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、それぞれ当該所要額が限度となります。

※ 基本融資額（土地取得資金）及び基本融資額（整地資金）は、基本融資額（建設資金）と併せてご利用いただけます。

※ 損壊家屋の除去費用は、建設費に含めることができます。

※ 基本融資額（土地取得資金）は、被災賃貸住宅の敷地が流失した場合に限りご利用いただけます。

※ 基本融資額（整地資金）は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等にご利用いただけます。

※ 国、地方公共団体等から住宅の建設に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

(2) 新築住宅購入 （1戸当たり）

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,620万円	510万円

- ※ 基本融資額（購入資金）は、土地取得資金の 970万円を含みます。
賃借権を取得した場合の土地取得資金は、580万円が限度となりますので、基本融資額（購入資金）の融資限度額は上記の表の金額と異なります。この場合の融資限度額は、巻末の「お問合せ先」までお問合せください。
定期借地権等を取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の土地取得資金は 380万円が限度となりますので、基本融資額（購入資金）の融資限度額は、巻末の「お問合せ先」までお問合せください。
- ※ 基本融資額（購入資金）と特例加算額（購入資金）の合計額は、購入価額が限度となります。
- ※ 特例加算額（購入資金）は、基本融資額を超えて融資を希望する場合にご利用いただけます。
- ※ 基本融資額（購入資金）及び特例加算額（購入資金）は、土地取得のみの場合はご利用いただけません。
- ※ 国、地方公共団体等から住宅の購入に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

(3) リ・ユース住宅（中古住宅）購入

● リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション (1戸当たり)

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,320万円	510万円

● リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション (1戸当たり)

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,620万円	510万円

- ※ 基本融資額（購入資金）は、土地取得資金の 970万円を含みます。
賃借権を取得した場合の土地取得資金は、580万円が限度となりますので、基本融資額（購入資金）の融資限度額は上記の表の金額と異なります。この場合の融資限度額は、巻末の「お問合せ先」までお問合せください。
定期借地権等を取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の土地取得資金は 380万円が限度となりますので、基本融資額（購入資金）の融資限度額は、巻末の「お問合せ先」までお問合せください。
- ※ 基本融資額（購入資金）と特例加算額（購入資金）の合計額は、購入価額が限度となります。
- ※ 特例加算額（購入資金）は、基本融資額を超えて融資を希望する場合にご利用いただけます。
- ※ 基本融資額（購入資金）及び特例加算額（購入資金）は、土地取得のみの場合はご利用いただけません。
- ※ 国、地方公共団体等から住宅の購入に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

(4) 補修 (1戸当たり)

基本融資額		
補修資金	引方移転資金	整地資金
730万円	440万円	440万円

- ※ 引方移転資金及び整地資金の両方を利用する場合は、合計で 440万円が限度となります。
- ※ 補修資金、引方移転資金及び整地資金は、それぞれ当該所要額が上限となります。
- ※ 整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等にご利用いただけます。
- ※ 引方移転資金及び整地資金は、補修資金と併せてご利用いただけます。
- ※ 国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

6 融資金利

融資金利は、お申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。

融資金利は、原則として毎月見直します。

- ※ 最新の融資金利は、巻末の「お問合せ・申込関係書類の請求」までお問合せいただくか、機構ホームページ(<http://www.jhf.go.jp/>)でご確認ください。

7 返済期間

融資種別		返済期間	据置期間の取扱い
建設・新築住宅購入 (10年以上 1年単位)		35年以内	融資の契約日から最長3年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は据置期間分延長されます。
リ・ユース住宅 (中古住宅) 購入	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	25年以内	
	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	35年以内	

補修（１年以上１年単位）	20年以内	返済期間内で、融資の契約日から１年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は延長されません。
--------------	-------	--

※ 元金据置期間を設定した場合、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が増加しますのでご注意ください。災害復興住宅融資の返済額の特徴については、６ページの＜参考＞(1)返済イメージをご確認ください。

8 返済方法

元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払い

※ 返済額の試算は、巻末の「お問合せ先」までお問合せください。

9 申込受付期間

り災証明書に記載されている災害により被害が生じた日から２年間

※ 建築制限により、り災証明書に記載されている災害により被害が生じた日から２年以内に建築できない場合は、建築制限解除後６か月以内まで

10 申込方法

巻末の「お問合せ先」にお申込みください。

申込みに当たって必要となる借入申込書は、巻末の「お問合せ先」に請求してください。

11 融資手続の流れ

事前相談
・
融資のお申込み



融資の決定



専用口座の開設



工事着工



入居者の募集



- ・建設される賃貸住宅の所在地を管轄する機構支店においてＦＡＸ等にて事前相談を実施しております。
- ・新たに建設される賃貸住宅の所在地を管轄する機構支店窓口にお申込ください。
※ 事前相談・お申込みともに、巻末＜お問合せ先・お申込先一覧＞の営業エリアごとの機構窓口において行います。

- ・機構から「融資予約通知書」及び今後の手続きに必要な書類をお送りします。

- ・資金の受入れ及び支払いのための専用口座を取扱金融機関に開設してください。

- ・入居者の募集に当たっては、被災賃貸住宅の被災時の入居者に対し優先的に賃貸してください。なお、当該入居者が入居を希望しない場合にあっては、次の(1)の①または②に該当する方（以下「被災者等」といいます。）を次の(2)に定める募集方法のいずれかの方法により募集し、優先的に賃貸してください。

(1) 被災者等

- ① 被災賃貸住宅以外のお住まいになっていた住宅が災害（被災賃貸住宅が被害を生じる原因となった災害に限ります。②において同じです。）により被害を受けた方
- ② 勤務先やお住まいになっていた地域が災害のため被害を受け、新たな住宅に転居せざるを得なくなった方等の災害で被害を受けたことにより住宅に困窮している方

(2) 被災者等に対する募集方法

- ① 被災者等に対する優先募集期間を設定する方法
- ② 複数の入居応募者があった場合に、被災者等を優先的に入居させる方法
- ③ 特定の被災者等に対して入居を勧誘する方法

※ 被災賃貸住宅の被災時の入居者及び特定の被災者等が入居しない住戸がある場合は、当該住戸について、①、②または④の方法で募集を行っていただきます。

- ④ 避難所もしくは仮設住宅で発行される広報誌または地方公共団体が発行する被災者向け広報誌その他被災者等が閲覧する可能性が高い媒体において入居者の募集広告を行う方法

現 場 審 査

・現場審査は、建設する住宅が機構の定めている基準に適合していることを地方公共団体等(※1)が現地に確認するものです。原則として屋根工事完了時(※2)の約10日前に地方公共団体等に現場審査の申請をしてください。

※1 地方公共団体等とは、機構と契約を締結した地方公共団体または民間の工事審査機関となります。詳しくは、機構ホームページをご覧ください。

※2 中間資金を希望されない場合は、建築基準法の完了検査等と同時期(竣工後)とすることができます。詳しくは、機構支店までお問い合わせください。

＜ カッコ ＞内は入手先

提 出 書 類	部数等
・災害復興住宅等(賃貸住宅建設・補修等)現場審査申請書	＜機構＞ 2部
・災害復興住宅(賃貸住宅)現場審査申請書付表	＜機構＞ 2部
・災害復興住宅等(賃貸住宅建設・補修等)現場審査合格済通知書 (本人用・金融機関用)	＜機構＞ 各1部
・融資予約通知書	＜機構＞ 提示
・設計図書(付近見取り図、配置図、平面図)	2部
・建築確認の添付図書(建築確認を通知した機関と現場審査を行う機関が異なる場合のみ)	提示
・委任状(代理人が申請する場合)	＜機構＞ 1部
・その他地方公共団体等が指示した書類	



工 事 請 負 契 約 書 (写)の提出及び 入居者募集結果 の 報 告

・現場審査合格後すみやかに以下の書類を機構宛にご提出ください。

※中間資金交付を希望される場合、下記記載の条項を工事請負契約書に挿入してください。

工事費書類

- ・「工事請負契約書(写)」
- ・「請負代金内訳書(写)」(工事費の内訳がわかる明細書)
- ・諸経費等の「領収書(写)」

入居募集書類

- ・「災害復興賃貸住宅に係る募集方法等報告書」
- ・「入居(予定)結果一覧表」
- ・「募集方法を確認する資料(チラシ、広報誌、HPの写しなど)」

中間資金交付希望時の工事請負契約書への挿入条項

注文者(以下「甲」という。)が工事施工済部分のうち請負者(以下「乙」という。)に支払った金額に相当する部分は、甲が乙に支払った都度甲の所有に帰するものとし、乙は工事が完了し引渡し完了するまで、当該部分について善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。



現 場 審 査 合 格 済 通 知

・現場審査に合格後、設計図書等が地方公共団体等より機構支店へ送付されます。機構支店にて内容の確認をした後、申込人及び取扱金融機関へ現場審査合格済通知書が送付されます。



中 間 資 金 の 受 取 手 続 き (希望の方のみ)

※ 中間資金の受取りは、原則として土地への抵当権仮登記後となりますので、融資基本約定書の締結から45日程度かかります。

・現場審査申請後に速やかに機構及び取扱金融機関に必要な書類を提出し、手続きをしてください。中間資金は、お客様のご希望に応じ融資額(特例加算を除く。)の80%または60%(土地取得資金、整地資金については100%)の現場審査合格済通知後、資金をお受け取りいただけます。

※地震・噴火またはこれによる津波などの大規模自然災害、戦争・その他変乱などの天災地変が発生した場合は、当初予定していた時期に中間資金の交付ができない場合があります。

＜ カッコ ＞内は入手先

① 中間資金交付に必要な書類の機構への提出	
・ 中間資金交付申請書	＜機構＞
※現場審査申請後、速やかにご提出ください。	
② 融資予約抵当権設定に必要な書類の金融機関への提出。申込本人が金融機関窓口にご来店ください。ご来店の際は、身分証明書(運転免許証、パスポート等)及び実印を必ずご持参ください。	
・ 融資基本約定書	＜取扱金融機関＞
・ 約束手形	＜取扱金融機関＞
・ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	＜法務局(登記所)＞
※2週間以内に発行されたもの	

担保提供意思又は保証意思確認

保証料のご入金



中間資金の受取



竣工諸経費等の領収証等の提出



火災保険の付保



融資契約締結の通知



融資の契約・抵当権の設定

※ 融資金の受け取りは、抵当権の設定後になりますので、融資の契約から45日程度かかります。

保証料のご入金

※ 中間資金交付前に保証料をご入金している方を除く。



資金の受取り

- ・ 印鑑証明書（申込本人及び土地の担保提供者は各2部、連帯債務者（担保提供しない方）及び連帯保証人は各1部） <市 区 町 村 >
- ・ 担保差入書 <取扱金融機関>
- ・ 抵当権設定仮登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・ 抵当権設定仮登記原因証明情報 <取扱金融機関など>

・ 担保提供者の方又は連帯保証人（保証機関を利用しない場合のみ）の方には、中間資金受取り時までに取り扱金融機関にご来店いただき、担保提供意思又は保証意思確認等をさせていただきます。

・ 機関保証を利用する場合、保証委託機関へ保証料をご入金ください。

（中間資金を希望される方のみ）

・ 竣工した場合は、次のいずれかの書類を機構支店に提出してください。

- ・ 竣工した旨の申出書（任意書式）
- ・ 検査済証（写）
- ・ 融資建物に係る登記事項証明書（表示登記済分）（写）

・ また、対象事業費に関して下記書類をご提出ください。

- ・ （現場審査合格時未提出だった場合）諸経費等の領収証（写）
- ・ 工事費の変更があった場合「工事請負契約書（写）」及び「請負代金内訳書（写）」

※ 現場審査合格時から入居結果に変更があった場合、変更後の入居結果を記載した「災害復興賃貸住宅に係る募集方法等報告書」、「入居（予定）結果一覧表」、「募集方法を確認する資料（チラシ、広報誌、HPの写しなど）」をご提出ください。

・ 竣工後速やかに機構の要件に適合する火災保険を付保してください。

・ 機構より「融資契約締結の通知」をお送りします。

・ 取扱金融機関において融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の締結及び抵当権の設定登記の手続きをします。申込本人、連帯債務者及び担保提供者は金融機関窓口にご来店ください。ご来店の際は、身分証明書（運転免許証、パスポート等）及び実印を必ずご持参ください。

融資の契約に必要な書類の金融機関への提出

< カッコ >内は入手先

- ・ 金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>
- ・ 返済額のご通知（融資予約時に機構より送付）
- ・ 抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・ 融資住宅及び土地の登記済証（権利証） <申込本人>
 - ※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、取扱金融機関の指示に応じて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士または取扱金融機関にご提出願います。（登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘してご提出願います。）
- ・ 抵当権設定登記原因証明情報 <取扱金融機関など>
- ・ 土地、建物の登記事項証明書（全部事項証明書） <法務局（登記所）>
 - ※ 融資住宅の保存登記日以後のものを提出してください。
- ・ 印鑑証明書（申込本人及び担保提供者は各2部、連帯債務者（担保提供しない方）及び連帯保証人は各1部） <市区町村>

・ 機関保証を利用する場合、保証機関へ保証料をご入金ください。

※ 中間資金を受け取った場合は、中間資金のお受取時に設定した抵当権設定仮登記を一旦抹消し、改めて抵当権設定登記を行っていただきます（登録免許税及び抵当権設定費用は、お客さまの負担となります。）。

・ 資金は抵当権設定登記及び火災保険の手続を終えた後に交付します。

※ 地震・噴火またはこれによる津波などの大規模自然災害、戦争・その他変乱などの天災地変が発生した場合は、当初予定していた時期に資金の交付ができない場合があります。

12 お申込みに必要な主な書類

書 類 名		備 考
1	災害復興住宅資金借入申込書	
2	災害復興住宅資金借入申込書付表 1 及び 2	
3	個人情報の取扱いに関する同意書	
4	商品概要説明書	
5	「個人情報の取扱いに関する同意書」についてのご連絡先について（お願い）	
6	り災証明書（写）	原本をご提示ください。
7	被災賃貸住宅の住宅戸数がわかる下記書類のいずれか ・被災賃貸住宅の図面 ・建築確認の確認済証または検査済証のうち被災賃貸住宅の戸数がわかるもの ・被災賃貸住宅の住宅戸数がわかる住宅地図	
8	運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カードのうちいずれかの写し	氏名・住所・生年月日が記載されたもの
9	ア【お申込者が個人の場合】 ○給与収入のみの方 次のいずれかの書類を 2 年分 ・源泉徴収票 ・所得証明書 ・住民税納税通知書（支払給与の総額の記載があるもの） ○その他の方（個人事業主等） 次の全ての書類を 2 年分 ・所得税納税証明書の納税額用及び所得金額用 ・確定申告書（写） ・収支内訳書（写）または青色申告決算書（写） ・住民税納税証明書 ○上記書類に加え、法人経営されている場合はイの書類が必要です。	連帯債務者の方も同様の書類をご提出ください。
	イ【お申込者が法人の場合】 ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ・決算書（写）及び勘定科目明細書（写） ・法人税納税証明書の納税額用及び所得金額用	発行日から 3 か月以内のものに限ります。 最近 3 か年決算期分 最近 3 か年決算期分
10	【連帯保証人】 共通個人法人 ・保証承諾書 ・土地の固定資産税課税台帳名寄帳の謄本 ・固定資産税・都市計画税の納税証明書（2 年分） ・個人情報の取扱いに関する同意書 ・9 のアの書類 ・機関保証をご利用の場合は保証委託申込書（写） ・機関保証以外の法人の場合には 9 のイの書類	保証機関への提出書類は「保証委託申込関係書類」でご確認ください。
11	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（建設地及び接道部分）	申込日前 3 か月以内のものに限ります。
12	公図	
13	現場写真	
14	固定資産税課税台帳名寄帳	連帯債務者の方も必要となります。
15	固定資産税・都市計画税納税証明書（2 年分）	連帯債務者の方も必要となります。
16	手持金が確認できる預金通帳（写）等	手持金が「1,000万円」または「総事業費の 1 割」のいずれか低い金額未満の場合は不要です。
17	金融機関とのお取引状況が確認できる書類（預金通帳等）（写）	借入申込書の「手持金」欄に記入した金額の主な金融機関のものをご提出ください。 ただし、16 を提出される場合は不要です。
18	返済予定表または返済明細書	他の金融機関から借入れがある場合に限り ます。
19	付近見取図、配置図、各階平面図、敷地求積図及び床面積求積図	床面積求積図は建設・購入の場合に限ります （図面の大きさは A 3 以下としてください。）。

20	工事を行う箇所及び工事内容がわかる図面等	補修の場合に限ります。
21	土地売買契約書(写)	土地取得資金を希望する場合に限ります。
22	売買契約書(写)	購入の場合に限ります(原本をご提示ください。)
23	地主の承諾書	建設で土地が所有地以外の場合に限ります。
24	賃貸借契約書(写)	土地が借地の場合に限ります。
25	【担保提供者】 次の書類を2年分 共通 ・固定資産税・都市計画税納税証明書 個人 ・所得税納税証明書の納税額用 個人 ・住民税納税証明書 法人 ・法人税納税証明書の納税額用	
26	購入予定の家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)	購入の場合に限ります。
27	被災賃貸住宅の登記事項証明書(全部事項証明書)	補修の場合または建設・購入で1戸当たりの専有面積が175㎡を超える場合に限ります。
28	その他機構から提出をお願いする書類	

13 融資手数料

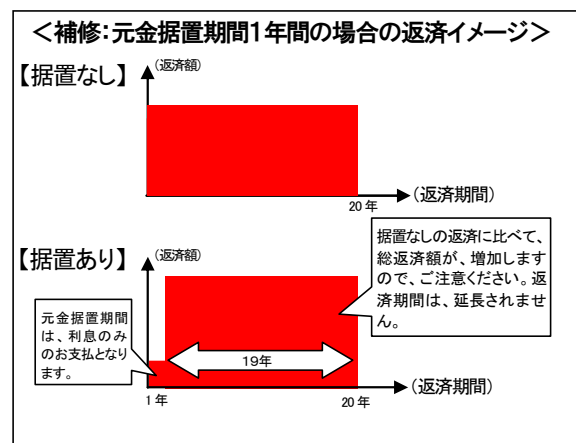
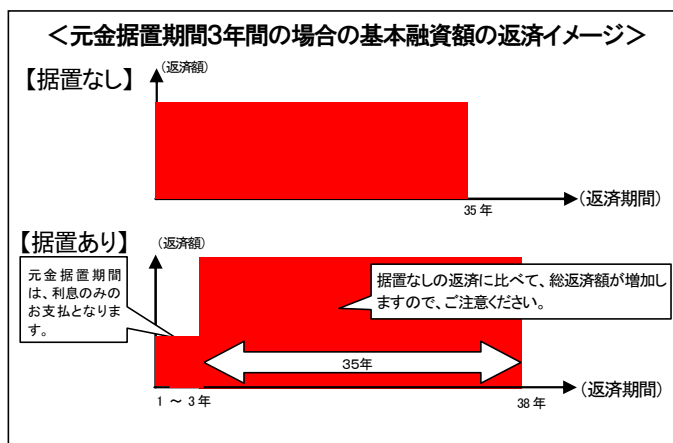
不要です。

ご注意

- (1) お申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、融資をお断りすること、融資額についてご希望の額から減額することまたは連帯債務者を追加すること等をお願いすることがあります。
- (2) お申込みに当たり、申込本人、連帯債務者及び連帯保証人の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、借入内容を同機関に登録します。
- (3) 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。

参 考

(1) 返済イメージ



(2) 機構が承認している保証機関

平成28年4月現在、機構が承認している保証機関は、次の法人です。

(一財)住宅改良開発公社 (保証対象地域：沖縄県を除く46都道府県)

(一財)首都圏不燃建築公社 (保証対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、山梨県、静岡県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)

詳しい保証内容等につきましては、次の各保証機関のホームページをご覧ください。

(一財)住宅改良開発公社 (<http://www.kairyoukousya.or.jp/>)

(一財)首都圏不燃建築公社 (<http://www.funenkosya.or.jp/>)

※保証機関の保証をご利用される場合は別途保証料が必要になります。

<MEMO>

お問合せ先・お申込先一覧

支店名 担当グループ名	営業エリア	住 所	連絡先
北海道支店 営業推進グループ	北海道	〒060-0003 北海道札幌市中央区北 3 条西 13 丁目 3 番地 13	011-261-8305
東北支店 まちづくり推進グループ	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平 1-3-18	022-227-5036
地域業務第一部 まちづくり推進グループ	東京都、神奈川県、千葉県、 茨城県、山梨県、静岡県	〒112-8570 東京都文京区後楽 1-4-10	03-5800-8468
地域業務第二部 まちづくり推進グループ	埼玉県、栃木県、群馬県、 新潟県、長野県	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木 町 1-11-20 大宮 JP ビルデ ィング 11 階	048-650-2204
東海支店 まちづくり推進グループ	岐阜県、愛知県、三重県	〒464-8621 愛知県名古屋市千種区新栄三 丁目 20 番 16	052-263-2905
近畿支店 まちづくり推進グループ	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 富山県、石川県、福井県、 徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒541-8546 大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 5 番 20 号	06-6281-9266
中国支店 営業推進グループ	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0011 広島県広島市中区基町 8 番 3 号	082-221-8653
九州支店 営業推進第 2 グループ	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	〒812-8735 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-25-21	092-233-1509

※ お問合せ・お申込みは機構窓口へお願いします。

※ 営業時間 毎日 9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除きます。）

【機構ホームページアドレス】 <http://www.jhf.go.jp/>